

株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンタ―下長	八戸市下長四丁目二の二一階三号室	平成二一
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンタ―おいらせ	上北郡おいらせ一町中平下長根山一三三七	"

青森県告示第二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社大裕有限会社	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援A型	青森市大字四ツ石字下川原二五の九	青森市浪岡大字八の五	平成二一・一
株式会社青森アイフ社	同行援護	青森市大字三内丸山一六五の八	青森市浪岡大字二丁目二の五	"
株式会社青森アイフ社	同行援護	青森市大字三内丸山一六五の八	青森市浪岡大字二丁目二の五	"

株式会社青森アイフ社	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アイフ社	青森市青葉一丁目八の四吉田ビルF
株式会社青森アイフ社	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アイフ社	青森市大畑町新
株式会社青森アイフ社	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アイフ社	青森市新町三七の七
株式会社青森アイフ社	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アイフ社	青森市新町三七の七
株式会社青森アイフ社	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アイフ社	青森市新町三七の七
株式会社青森アイフ社	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アイフ社	青森市新町三七の七
株式会社青森アイフ社	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アイフ社	青森市新町三七の七
株式会社青森アイフ社	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アイフ社	青森市新町三七の七
株式会社青森アイフ社	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アイフ社	青森市新町三七の七
株式会社青森アイフ社	青森市卸町三の五	同行援護	株式会社青森アイフ社	青森市新町三七の七

青森県告示第三十一号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上北郡横浜町字苗代川目一の二、一の三九五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字苗代川目一の三九五
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

1	図面 番号	道路の 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	国 道	三三二八号	上北郡六ヶ所村大字平沼字高田一の一から 上北郡六ヶ所村大字平沼字高田五一の一まで	後	前	八八・六〇メートル	八八・六〇メートル	
				二・五〇メートルから 六・〇〇メートルまで				

青森県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年二月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び横浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年二月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 戸来十和田線	十和田市大字滝沢字八幡前七四の一九から 十和田市大字滝沢字八幡前七四の一九まで	平成二四・一・三

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
男性警察官用冬帽子ほか 総数 一二、一四三点
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十三年十一月二十四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
ミドリ安全青森株式会社
青森市古館一丁目一〇の七
- 六 契約金額
四千五百六十七万五千円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号
契約の相手方を決定した手続
- 八 物品等に要求される性能等が満たされていると判断した生地見本等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付し落札者がないため、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭